



鳥取県公報

平成18年9月5日(火)
第7819号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の定款の変更の認可（4件）(638～641)（耕地課）..... 1
	保安林の指定の解除（642）（森林保全課）..... 2
	基本測量の実施（643）（管理課）..... 2
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（41）..... 2
公 告	警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）..... 3
	警備業務に係る検定合格者審査の実施（"）..... 5
調達公告	落札者の決定（生産振興課）..... 7

告 示

鳥取県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を平成18年8月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大誠土地改良区の定款の変更を平成18年8月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成18年8月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成18年8月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町湯山字高浜2164の937、2164の938、2164の940、2164の941、2164の944から2164の946まで、2164の948、2164の949

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第643号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 基本測量（2500レベルG I S基盤情報整備作業）

2 作業期間 平成18年9月21日から平成19年3月20日まで

3 作業地域 東伯郡湯梨浜町及び西伯郡大山町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第41号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成18年9月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,863
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,858
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,702
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,656
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,039
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,014
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,986
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,323
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,005
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,094
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,045
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,519

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年9月5日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「交通誘導警備業務」という。）

2 実施期日

(1) 平成18年10月25日（水）から同月27日（金）まで

(2) 時間 午前9時から午後4時50分まで。ただし、平成18年10月27日（金）については、午前9時から正午までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室

4 受講定員

40名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者で、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 交通誘導警備業務の警備員指導教育責任者として現に選任されている者

(2) 交通誘導警備業務の警備員指導教育責任者として選任予定の者

7 受講申込書の受付期間

平成18年9月19日(火)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(郵便等による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

(1) 受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。

(2) 受講申込書には、旧資格者証の写し1通を添付すること。

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年9月5日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「施設警備業務」という。)

2 実施期日

(1) 平成18年11月28日(火)から同年12月1日(金)まで

(2) 時間 午前9時から午後4時50分まで。ただし、平成18年12月1日(金)については、午前9時から午後2時50分までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室

4 受講定員

40名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者で、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 施設警備業務の警備員指導教育責任者として現に選任されている者

(2) 施設警備業務の警備員指導教育責任者として選任予定の者

7 受講申込書の受付期間

平成18年10月30日(月)から同年11月2日(木)までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(郵便等による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

(1) 受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。

(2) 受講申込書には、旧資格者証の写し1通を添付すること。

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、23,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成18年9月5日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 審査に係る警備業務の種別及び級、実施期日、場所等

種別及び級	実施期日	時 間	場 所
空港保安警備業務(1級) 施設警備業務(1級) 交通誘導警備業務(1級) 貴重品運搬警備業務(1級)	平成18年11月2日(木)	午前9時30分から 正午まで	鳥取市東町一丁目271鳥取県 警察本部庁舎5階大会議室
空港保安警備業務(2級) 施設警備業務(2級) 交通誘導警備業務(2級) 貴重品運搬警備業務(2級)		午後1時30分から 午後5時まで	

2 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 審査定員

(1) 各警備業務に係る1級にあつては、それぞれ10名程度

(2) 各警備業務に係る2級にあつては、それぞれ20名程度

4 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務（2級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務（2級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務（2級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者

5 審査申請の受付期間

平成18年10月2日（月）から同月6日（金）までの午前8時30分から午後5時30分まで

6 審査申請書の提出先

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵便等による審査申請書の提出は、認めない。

7 審査申請書の提出部数等

審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉

(2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し

(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）

8 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

9 その他

(1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。

(2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857 - 23 - 0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 埋設農薬無害化処理に係る業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成18年8月21日 |
| 4 落札者の名称、所在地
及び落札金額 | (1) 無害化処理
三重中央開発株式会社
三重県伊賀市予野字鉢屋4713
汚泥 300円、がれき類 300円、木くず 300円、金属くず 300円、
廃プラスチック 300円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
(2) 収集・運搬業務
大栄環境株式会社
大阪府和泉市テクノステージ二丁目3 - 28
3,640,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 5 入 札 公 告 日 | 平成18年7月11日 |
| 6 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県農林水産部生産振興課
鳥取市東町一丁目220 |

